

平成27年  
10月

# 被用者年金制度が 一元化されました!!!

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(以下「被用者年金一元化法」といいます。)が平成24年8月10日に成立し、同年8月22日に公布されました。

被用者年金一元化法は、被用者年金制度の公平性を確保し、安全性を高めるという観点から、公務員等の保険料率や給付内容を民間サラリーマン等と同一化し、厚生年金制度へ統一することを目的に、一部を除き平成27年10月より実施されることとなりました。

なお、平成27年10月1日以降に受給権が発生する年金は、原則、厚生年金保険法の適用を受けることとなりますが、公務員として厚生年金に加入する期間については、引き続き共済組合が年金決定いたします。

主な制度の変更点につきましては、平成26年8月号以降の共済だよりにて掲載しておりますが、今後も制度の内容について、定期的に掲載いたしますので、よろしくお願いいたします。



## 次の制度間差異を厚生年金にそろえて解消

	厚生年金	共済年金
①被保険者の年齢制限	○70歳まで	○年齢制限なし(私学共済除く)
②未支給年金 <sup>*1</sup> の給付範囲	○死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹、甥姪など3親等内の親族	○遺族(死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母) 遺族がないときは相続人
③老齢給付の在職支給停止	○老齢厚生年金受給者が厚生年金被保険者となった場合 ・65歳までは(賃金+年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止 ・65歳以降は(賃金+年金)が47万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止	○退職共済年金受給者が共済組合員となった場合 (賃金+年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。職域部分は支給停止 ○退職共済年金受給者が厚生年金被保険者等となった場合 (賃金+年金)が47万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止

④障害給付の支給要件	○保険料納付要件あり 初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間 <sup>※2</sup> を合算した期間が3分の2以上必要	○保険料納付要件なし
⑤遺族年金の転給	○先順位者が失権しても、次順位者に支給されない (例：遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡すると、その遺族年金は支給されなくなる)	○先順位者が失権した場合、次順位者に支給される (例：遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡したとき、一定の場合、その遺族年金が父母等に支給される)

※1 未支給年金…受給権者が死亡した場合、その者が支給を受けることができた給付で、その支払いを受けなかったものがあるときに、遺族等に支払うものです。

※2 保険料免除期間…国民年金の第1号被保険者(自営業者等)が申請により保険料の納付を免除された期間です。

(注) 表中の28万円(支給停止調整開始額)と47万円(支給停止調整変更額)は、変更される場合があります。

### 次の制度間差異は経過措置として存続

	厚生年金	共済年金
⑥厚生年金 女性の支給開始年齢	○女性の60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢引上げは、男子の5年遅れのスケジュール(昭和21年4月2日以降生まれから)	○60歳台前半の特別支給の退職共済年金の支給開始年齢引上げは、男女の差はない(昭和16年4月2日以降生まれから) ※共済年金の女性の方が、厚生年金に合わせて支給開始年齢の引上げが5年遅れとなるわけではありませんのでご注意ください。
⑦共済年金 特定消防組合員の支給開始年齢		○特定消防組合員に係る60歳台前半の特別支給の退職共済年金の支給開始年齢引上げは一般組合員の6年遅れのスケジュール(昭和22年4月2日以降生まれから) ※ここでいう特定消防組合員とは、消防司令以下の消防職員であった者で組合員期間等が25年以上(生年月日による経過措置あり)あり、かつ、退職時又は60歳時点まで引き続き20年以上当該消防職員として在職していた組合員をいいます。

お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307